

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月5日

横浜市契約事務受任者  
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

#### 1 契約の概要

- (1) 「投票のご案内」はがきの作成等委託（01 鶴見区～09 港北区）
- (2) 「投票のご案内」はがきの作成等委託（10 戸塚区～18 都筑区）
- (3) 投票所地図データの作成委託

#### 2 履行（納品）場所

- (1) 指定郵便局等
- (2) 指定郵便局等
- (3) 選挙管理委員会事務局

#### 3 契約日

- (1) 令和8年1月21日
- (2) 令和8年1月21日
- (3) 令和8年1月20日

#### 4 履行日又は履行期間

- (1) 契約締結した日から令和8年2月18日まで
- (2) 契約締結した日から令和8年2月18日まで
- (3) 契約締結した日から令和8年1月30日まで

#### 5 契約金額

- (1) 63,404,050 円
- (2) 37,853,502 円
- (3) 346,500 円

#### 6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) TOPPAN エッジ株式会社 東京エリア第二営業本部  
横浜市西区花咲町7-150
- (2) 株式会社アイネット  
横浜市西区みなとみらい5-1-2 横浜シンフォステージ ウエストタワー13階

- (3) 株式会社イムラ メーリング&デジタルソリューション事業部  
東京都港区芝浦 1-2-3

#### 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 「投票のご案内（入場整理券）」は、多くの有権者にとって投票に行くきっかけとして既に定着しており、整理券を受け取ってから投票に向かう人も少なくない等、入場整理券の作成・郵送は、有権者にとって分かりやすく、選挙全体をスムーズに運営するために欠かせない仕組みである。

令和8年衆議院議員総選挙においては、選挙準備期間が極めて短期間であったため、通常の契約手続きを行う時間的余裕がなく、至急契約締結をしなければ、有権者に対して償うことのできない不利益が生じるとともに、ひいては選挙事務の適正な執行にも支障をきたすおそれがあると考えられるため。

- (2) 「投票のご案内（入場整理券）」は、多くの有権者にとって投票に行くきっかけとして既に定着しており、整理券を受け取ってから投票に向かう人も少なくない等、入場整理券の作成・郵送は、有権者にとって分かりやすく、選挙全体をスムーズに運営するために欠かせない仕組みである。

令和8年衆議院議員総選挙においては、選挙準備期間が極めて短期間であったため、通常の契約手続きを行う時間的余裕がなく、至急契約締結をしなければ、有権者に対して償うことのできない不利益が生じるとともに、ひいては選挙事務の適正な執行にも支障をきたすおそれがあると考えられるため。

- (3) 「投票のご案内（入場整理券）」は、有権者が投票所へ赴く際の重要な案内手段であり、投票所の場所をわかりやすく示すことは、円滑な投票事務の執行に不可欠である。投票所地図については、有権者が迷うことなく投票所を確認できるよう、正確で見やすい地図データを短期間で作成する必要がある。

令和8年衆議院議員総選挙においては、選挙準備期間が極めて短期間であったため、通常の契約手続きを行う時間的余裕がなく、至急契約締結をしなければ、有権者に対して償うことのできない不利益が生じるとともに、ひいては選挙事務の適正な執行にも支障をきたすおそれがあると考えられるため。

#### 8 契約の相手方の選定理由

- (1) 極めて限られた期間内に、多数の有権者情報等を正確、迅速かつ確実に印刷し、指定の郵便局へ納品することが可能な事業者であると判断したため。
- (2) 極めて限られた期間内に、多数の有権者情報等を正確、迅速かつ確実に印刷し、指定の郵便局へ納品することが可能な事業者であると判断したため。
- (3) 直近の参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙において業務にあたった経験があり、限られた期間内に投票所地図データを正確かつ迅速に作成することが可能な事業者であると判断したため。

#### 9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙部選挙課